身体拘束の最小化のための指針

医療法人社団橘会橘病院　身体拘束適正化委員会

2026.5.1 改定

身体拘束の最小化のための指針

1. 基本理念

身体拘束は、患者の行動の自由を制限し、尊厳および QOL を著しく損なう行為である。橘病院では、患者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を原則として行わない医療・ケアを実践する。

2. 身体拘束の原則禁止

当院では、患者または他の患者の生命・身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体拘束および行動制限を行わない。

3. 身体拘束に該当する行為（例）

以下は身体拘束に該当する代表例であり、これらに限られない。

- 四肢・体幹を抑制帯や紐等で固定する行為
- ベッド柵等により自力で離床できない状態にする行為
- ミトン型手袋等で手指の機能を制限する行為
- Y 字帯・腰ベルト等で立ち上がりを制限する行為
- つなぎ服等により脱衣・排泄行動を制限する行為
- 向精神薬等を過剰に使用し行動を抑制する行為
- 本人の意思で開閉できない場所への隔離

4. 緊急やむを得ない場合の三要件

身体拘束は、以下の**三要件すべてを満たす場合に限り**、必要最小限・最短時間で実施する。

1. **切迫性**：生命または身体に重大な危険が差し迫っている
2. **非代替性**：他に代替手段が存在しない
3. **一時性**：一時的な対応であり、恒常化しない

5. 身体拘束実施時の手続き

1. 多職種で三要件を確認し、医師が最終判断を行う
2. 原則として事前に本人または家族へ説明し同意を得る
3. 緊急時は事後速やかに説明・同意を行う
4. 実施内容・理由・時間・観察結果を診療録に記載する
5. 常に解除の可否を検討し、要件を満たさなくなった場合は直ちに解除する

6. 日常ケアにおける基本姿勢

身体拘束を生じさせないため、以下を重視する。

・患者中心のケアと意思の尊重

・丁寧なコミュニケーションと不安軽減

・環境調整・見守り・多職種連携による代替策の検討

・「起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する」という基本的ケアの充実

・認知機能や身体機能の変化を早期に把握し、事故防止に努める

・せん妄、転倒リスク、不穏状態等に対しては、身体拘束によらない支援方法を優先的に検討する

7. 組織体制

当院では、身体拘束の適正化を目的として、事例の検討・再発防止・職員教育を行う。

8. 身体拘束適正化委員会

（1）委員会の構成

院長
事務長
事務次長
看護師長　　3名
検査科長
放射線科長
薬剤科長
リハビリテーション科長
栄養科長
事務　　1名

（2）委員会の任務及び運営

本委員会は、身体拘束の適正化および最小化を目的とし、院内における身体行動制限（抑制）の実施状況を把握・検討するとともに、必要に応じて改善策の立案、職員への周知・教育を行う。

委員会は原則として年3回以上開催し、身体拘束に関する指針・マニュアルの整備、事例の検証、再発防止策の検討等を行う。

また、身体拘束実施件数や解除状況等の情報共有を行い、身体拘束最小化に向けた継続的改善に努める。

9. 身体拘束最小化チーム

（1）チームの構成

看護師長　　2名
看護主任　　2名

（2）チームの目的

身体拘束最小化チームは、身体拘束適正化委員会の方針に基づき、現場レベルでの実践的な取り組みを推進することを目的として設置する。

具体的には、

- 身体拘束実施事例の確認および妥当性の検討
- 代替手段の検討および現場への助言
- 身体拘束の早期解除に向けた支援
- 職員への啓発・助言

等を行い、必要に応じて身体拘束適正化委員会へ報告する。

チームは必要に応じて随時開催し、迅速な対応を図る。

10. 職員教育

すべての職員を対象に、身体拘束廃止・最小化に関する研修を定期的に実施し、新規採用者には必ず教育を行う。

研修内容には、身体拘束に関する基本的知識、身体拘束による弊害、代替方法、緊急やむを得ない場合の対応方法等を含むものとする。

11. 指針の公開

本指針は院内で閲覧可能とし、患者および家族からの求めに応じて説明を行う。

附則

この指針は、令和７年５月１日より施行する。

令和８年５月１日　一部改定